

第2章 国民健康保険税

1 国民健康保険税 お問い合わせ先：国民健康保険課（0133-72-3123）

国民健康保険税は、国民健康保険事業（被保険者の負傷、疾病、死亡等に対する保険給付や健康の保持増進等）に要する費用へあてるために、世帯単位で課税される税金です。

(1) 国民健康保険税を納める人（納税義務者）

納税義務者は、国民健康保険の加入者がいる世帯の世帯主です。世帯主が職場の健康保険に加入している場合でも、世帯の中に国民健康保険の加入者がいれば、世帯主が納税義務者となり、納税通知書は世帯主に送られます。

(2) 税額の算定方法

国民健康保険税は、医療保険分（74歳以下の方の医療費にあてる分）、後期高齢者支援金分（後期高齢者医療制度の加入者の医療費にあてる分）、介護保険分（介護サービス費にあてる分。40歳以上65歳未満の方のみ）について算出した所得割、均等割、平等割を合計して1年間の保険税額が決まります。

(3) 令和7年度の税率等

区 分		医療保険分	後期高齢者支援金分	介護保険分
所得割 世帯の加入者の所得から43万円を控除した金額に応じて計算		8. 63%	2. 16%	2. 03%
均等割 世帯の加入者数に応じて計算		23,200円	6,000円	7,500円
平等割 1世帯あたり	下記以外の世帯	33,700円	8,400円	7,100円
	特定世帯※1	16,850円	4,200円	
	特定継続世帯※2	25,275円	6,300円	
限度額		650,000円	240,000円	170,000円

※1 特定世帯：国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行したことにより、同じ世帯の国民健康保険加入者が単身（1人）になった世帯で5年を経過するまでの世帯。

※2 特定継続世帯：国民健康保険から後期高齢者医療制度へ移行したことにより、同じ世帯の国民健康保険加入者が単身（1人）になった世帯で5年を経過し、8年を経過するまでの世帯。

(4) 低所得世帯に対する軽減

前年中の世帯の総所得金額及び山林所得金額等の合計が一定基準以下の場合には、均等割・平等割が軽減されます。軽減制度が適用されるのは、世帯主（未加入の世帯主を含む）及び国民健康保険の加入者全員が所得の申告（確定申告、住民税申告、国民健康保険課窓口での申告等）がお済みの世帯に限られます。

軽減割合	基準となる所得金額
7割	世帯の所得の合計額が43万円 ＋（給与所得者等 ^{※1} の数－1）×10万円以下
5割	世帯の所得の合計額が43万円 ＋（30万5千円×加入者・特定同一世帯所属者 ^{※2} の人数） ＋（給与所得者等 ^{※1} の数－1）×10万円以下
2割	世帯の所得の合計額が43万円 ＋（56万円×加入者・特定同一世帯所属者 ^{※2} の人数） ＋（給与所得者等 ^{※1} の数－1）×10万円以下

軽減判定は4月1日現在で判定します。その後、一部加入・喪失をしても軽減は変わりません。世帯主変更の場合は、その時点で判定しなおします。

軽減判定は所得割の算定と一部取り扱いが違いますのでご注意ください。

- 1) 65歳以上の公的年金所得者は、年金所得から15万円を控除した金額で判定します。
- 2) 譲渡所得は、特別控除前の所得で判定します。
- 3) 専従者給与（控除）額は、事業所得の必要経費に含めずに判定します。
- 4) 国保に加入していない世帯主の所得は所得割の計算に含めませんが、軽減判定の合計所得には含めて判定します。

※1 給与所得者等：給与等収入金額が55万円を超える方、
公的年金の収入金額が60万円（65歳未満）、125万円（65歳以上）を超える方

※2 特定同一世帯所属者：後期高齢者医療制度に移行することにより、国民健康保険の資格を喪失した方で、継続して同一世帯に属する方

(5) 未就学児に対する軽減

未就学児（小学校入学前の子ども）は、均等割が5割軽減されます。既に低所得世帯に対する軽減措置が適用されている場合には、軽減措置適用後の均等割から5割軽減されます。

(6) 出産予定または出産した被保険者に対する国民健康保険税の免除

出産予定または出産した被保険者は、届出により産前産後期間相当分の所得割と均等割が免除されます。

(7) 非自発的失業者に対する軽減

倒産、解雇等により離職した方に対し、対象となる方の前年所得のうち「給与所得」を100分の30として、離職日翌日の月からその翌年度末まで（最大2年間）の保険税を計算します（給与所得以外は軽減されません）。

次の①、②の全てに該当する方は、雇用保険受給資格者証をお持ちの上、申請してください。

①離職日の時点で64歳以下

②公共職業安定所（ハローワーク）から交付された雇用保険受給資格者証の離職理由コードが「11」「12」「21」「22」「23」「31」「32」「33」「34」のいずれかの場合

なお、次の場合は対象外となりますのでご注意ください。

- 1) 雇用保険の受給資格のない方
- 2) 離職日前日の時点で65歳以上の方（受給者証に「高」の表示のある方）
- 3) 雇用保険の特例一時金を受けている方（受給者証に「特」の表示のある方）

(8) 納税の方法

納付書や口座振替による納付（普通徴収）と年金からの天引きによる納入（特別徴収）があります。

(9) 申告

保険税も所得の申告が必要です。次の方を除いて前年の所得を申告してください。

申告の必要がない方

- ・ 市民税や所得税の申告をされた方
- ・ 勤務先から市へ給与支払報告書が提出されている方

※前年の収入がない方、公的年金のうち、障害年金、遺族年金、老齢福祉年金のみを受給している方についても、申告が必要です。